

(参考) 沖縄県財務規則の一部抜粋

(入札保証金)

第 100 条 令第 167 条の 7 (令第 167 条の 13 及び令第 167 条の 14 において準用する場合を含む。)の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額 (長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額) の 100 分の 5 以上とする。

2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札 (建設工事 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払い保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。)と契約保証の予約をしたとき。

(3) 競争入札 (建設工事に係る競争入札を除く。)に付する場合において、令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者で国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者による競争入札 (建設工事に係る競争入札で設計金額 4 億円未満の場合に限る。)に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

一部改正 [平成 12 年規則 154 号・16 年 32 号・23 年 31 号・24 年 23 号・27 年 25 号・30 年 53 号・令和 3 年 47 号]

※ (3) に該当する場合は入札保証金を免除します。その際は、別紙「入札保証金免除調べ」に記入の上、入札前日までに提出願います (郵送可)。(3) に該当しない場合、入札保証金の納付等について調整が必要ですので早めに連絡願います。なお入札保証金が免除に該当する場合は、契約保証金も免除に該当することを申し添えます。

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額 (長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額) の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正 [平成 9 年規則 10 号・12 年 154 号・13 年 37 号・16 年 32 号・27 年 25 号・30 年 53 号・令和 2 年 32 号・3 年 47 号・6 年 32 号]